

地方裁量「少人数学級制」の現状と問題点

～総額裁量制のもとでの義務教育費国庫負担制度の運用状況～

ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会

奈良市立朱雀小学校

山崎 洋介

はじめに

2001年（平成13年）の義務標準法改正後、地方裁量による「少人数学級制」が、全国に広がっている。私は、昨年度の日本教育法学会自由研究において、その実態と問題点についての概略をまとめ、特に学級編制の弾力化の実態について報告した。その後、その研究をもとに『本当の30人学級は実現したのか？ - 広がる格差と増え続ける臨時教職員 -』（自治体研究社 2010.3.1）を著した。私の問題意識は、地方裁量「少人数学級制」が可能となったことで、教育条件は改善していると評価できるのかということであった。

現在、民主党を核とする連立政権のもと、義務標準法における学級編制の標準改善や教育一括交付金制度導入が検討されていると報道されているが、それらの具体策は、まだ明らかではない。私は、それらの動きに大きな関心を寄せつつも、政府が「地域主権改革」の名のもとに、国の教育条件整備義務や教育の機会均等をはかる責任を放棄し、地方に丸投げしてしまおうとしているのではないかと危惧もしている。よって、自公政権時代に「地方分権」、「弾力化」として進められてきた、地方における学級編制、教職員配置の施策が、教育条件の改善につながっているのかを分析することにより、その問題点と今後のあるべき方向性を提言したいと考える。(1)

その際、検討しなければならないのは、学級編制や教職員定数を支える教育財政のあり方である。減り続ける義務教育費国庫負担金と地方教育予算の中で、地方がどのように「少人数学級制」を実施しているのか、その中で教育現場に生じている問題は何かを報告し、教育条件改善のためには何が必要なのかを検討してみたい。報告においては、地方裁量「少人数学級制」の実施における教育財政の運用実態の把握から、義務教育水準の維持向上のために定められた「義務標準法」と、その財政的保障機能を担ってきた「義務教育費国庫負担制度」の現状把握を試みようとするものである。

1 地方裁量「少人数学級制」の問題点とその原因

(1) 地方裁量「少人数学級制」の問題点

地方裁量による「少人数学級制」が実施された現場からは、「一人一人の子どもに目が届く」「子どもたちが落ち着いた」等と歓迎の声が多く聞かれる。そして、おおむね肯定的に評価され、その教育施策の維持、推進を求める声が多いようである。しかし、その一方で、以下のような様々な問題点も指摘されている。

「少人数学級制」のもとで、41人以上学級が出現

学校の判断で、ある学年を41名以上学級編制とすることで、配当された教員を別の学年の少人数学級編制のための増学級分担任にまわしたり、生徒指導担当にしたりにすることを可能にする措置を行っている県がある。(宮城、福岡)また、学年途中での転入等により41名以上の学級となる場合、都道府県教育委員会が増学級に同意しない例が増えている。

これは、義務標準法3条の学級編制「標準」と地方「基準」が、「最低基準」として厳格に解釈されず、弾力的に解釈、運用されているところから生じてきていると考えられる。

担任以外教員(専科や副担任など)のあいつぐ引き揚げによる「少人数学級制」

「少人数学級制」実施といっても、その増学級数分の教員を十分に増やさずに、定数内の学級担任以外教員を増学級の学級担任として実施する自治体が多い。そのため、「少人数学級」は実現したが、教員の授業持ち時間は増加するなど、教職員の負担増となってしまう例が多い。

これは、義務標準法7条に定められる「基礎定数」分の教職員が、実際の配置の段階で、地方自治体により、様々な方法で切り崩されていることに原因がある。

加配教員配置による教育条件格差の拡大

「少人数学級制」は、国庫加配教員や都道府県単独措置、市町村費負担教員を、都道府県または地方教育委員会を対象学校に加配して実施される例が多く、その加配の有無と加配人数により、都道府県間、市町村間、学校間に教員数という基本的な教育条件の格差が生じている。

その要因には、義務標準法7条、15条に定められた「国庫加配定数」の配当の判断に偏りがあること、その配置の判断に際し、国や地方自治体の施策誘導が働いていることが推察される。都道府県単独措置についても、同様の構図がうかがわれる。

「少人数学級制」が進むほど増える臨時的任用

「少人数学級制」実施による増学級数分の教員増の、都道府県単独措置分や市町村費負担分は、基本的に臨時的任用教員である。また、財政難の影響もあり、本来は正規任用すべき場合も、臨時的任用でおきかえる自治体が増えている。その結果、学校現場には、臨時的任用の教職員が急増している。

臨時的任用教職員が増えるのは、自治体により増やされているからであるが、義務標準法や義務教育費国庫負担法などの改定、地方交付税減額などの国の政策が、それを誘導したことも否定できない。臨時教職員は、人件費削減と教職員管理の目的⁽²⁾をもって政策的に増やされているといっていよい。

(2) 地方裁量「少人数学級制」の限界とその原因

このように、地方裁量「少人数学級制」の現実には、多くの国民が実現を求めてきた「30人学級」などのイメージとは、ギャップがあるように感じられる。たしかに、表面的には少人数の学級が生まれ、その学級においては教育効果が上がっていることを否定するものではないが、その施策の実施のために払われている犠牲や、生じている問題点を見ると、トータルとしては、教育現場の教育条件が後退させられているのではないかと感じる。そして、「義務教育水準の維持向上」を目的とした義務標準法や義務教育費国庫負担法の、これらのような運用が、はたしてその目的に照らして妥当なのかどうか、疑問で

ある。

現状は、少人数学級制など望めなかった時代のことを思えば、一步前進であって、本格的な教育条件改善への過渡的な状態であるという意見もある。しかし、私は、地方裁量での「少人数学級制」の限界を示しているのだと評価している。

一口に「少人数学級制」といっても、実施する自治体により、その内容は様々である。全学年で実施することは財政的にも不可能なためか、実施は一部学年にとどまっている。その増学級のための財源うちわけを報告している文書（平成 20 年度）によれば、その財源は、「加配定数を活用」が最も多く 61.3%、「都道府県単独措置」17.4%、「基礎定数活用」11.2%、「市町村費負担」8.5%、「総額裁量制活用」1.6%となっている。(3)したがって、地方裁量とはいいいながら、国庫負担を受ける標準定数の教員を活用して「少人数学級制」を実施している割合が 74.1%であり、自治体は、財政難の中で、様々なやりくりによって「少人数学級制」を実施していることがわかる。それが、(1) - ~ のような問題点を生む背景となっていると考えられる。(4)

つまり、教育の機会均等と水準の維持向上につながる、学級編制と教職員定数に関する制度改革のためには、その財政保障が必要不可欠である。「地域主権改革」といっても、十分な財政保障が行われなければ、教育の機会均等は崩れ、教育水準の低下を招き、国民の教育を受ける権利が侵害される事態になりかねない。以下に、その財政制度とその運用の実態を分析する。

2 総額裁量制導入と義務教育国庫負担金削減の地方教育財政への影響

(1) 教育財政制度のしくみと制度変更の概要

現行の義務教育費国庫負担制度は、市町村立学校の教職員給与を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の原則 1/3 を負担するものである(義務教育費国庫負担法)。この制度は、憲法の義務教育無償の原則に則り、教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、国が財政的保障を行うものである。

現行の義務教育費国庫負担制度は、1952 年(昭和 27 年)成立以来、様々な変遷をたどってきた。(5) 報告では、特に 2001 年(平成 13 年)義務標準法改定(6)や 2004 年(平成 16 年)の総額裁量制導入(7)、2006 年(平成 18 年)の国庫負担率改定(1/2 1/3)(8)などの制度変更が、地方の教育財政と学級編制・教職員定数など教育行政施策にどのような影響を与えたかについて分析したい。

そのために、総額裁量制導入による、各都道府県の義務教育費国庫負担金額の決定と支給のしくみについて概説する。それは、次のように行われる。

まず「現員現給調査」により、職種ごとに、5 月 1 日調査による経験年数ごとの教職員実数と、政府が定める基準給与月額とによって平均給与月額が算定される。それをもとに、「算定シート」により、義務標準法の規定により算定される標準定数分だけの給与総額が積算され、国庫負担金最高限度額(以下「最高限度算定額」)が定められる。(ただし、それは、国庫負担対象内のみであり教育委員会に勤務する者などは除外されている。給与・手当等も対象内だけで、退職手当などは、現在は除外されている。)そして、年度末には、国庫負担対象の範囲での人件費決算額実支出総額(以下「国庫負担対象決算額」)が求められ、「最高限度算定額」と「国庫負担対象決算額」の少ない方の金額が、その年度の義務教育費国庫負担金の基礎金額(以下「国庫負担基礎額」)となる。そこから、過年度収入支出などが精算され、その三分の一が義務教育費国庫負担金確定額(以下「国庫負担確定額」)として決定される。

このように「国庫負担確定額」の決定は、実際の決算を経なければならず、決定は次の年度にずれ込

む。そのため、あらかじめ、その年度の負担金の予想金額が一部「概算交付」される。そして、その「概算交付額」と「国庫負担確定額」との過不足が精算され、「概算交付額」では不足の場合には国から都道府県に「追加」され、超過の場合には都道府県から国へ「返還」が行われる。これを「精算交付」という。

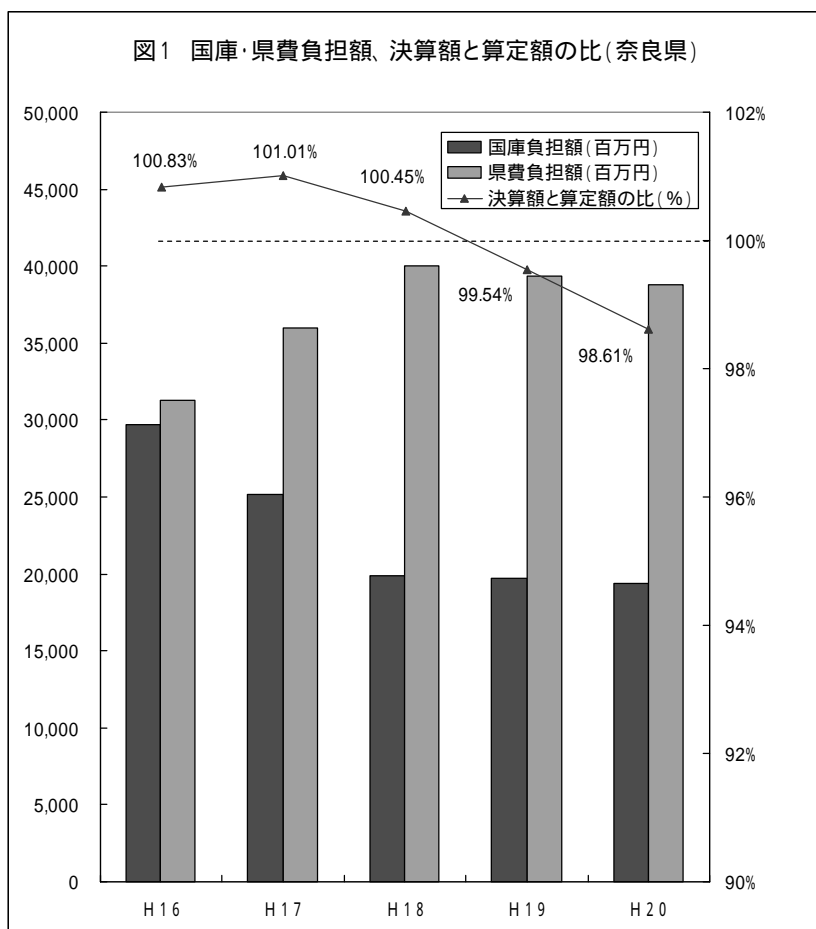
(2) 奈良県における義務教育費国庫負担制度の運用実態

総額裁量制のもとでの義務教育費国庫負担制度の運用実態を分析するために、モデルとして奈良県の実態をみていくことにする。

「国庫負担対象決算額」と「最高限度算定額」との比較

まず、総額裁量制が導入された2004年(平成16年)度から2008年(平成20年)度までの5年間の「国庫負担対象決算額」と「最高限度算定額」との比と、「国庫負担確定額」と奈良県の(国庫負担対象内のみの)人件費負担分(「国庫負担対象決算額」-「国庫負担確定額」とを比較してみた。図1

図1からは、2004年(平成16年)度には、「国庫負担対象決算額」と「最高限度算定額」の比(「国庫負担対象決算額」/「最高限度算定額」)が100.83%と、「国庫負担対象決算額」が「最高限度算定額」を上回っていた。(=「最高限度算定額」が「国庫負担基礎額」となった)やがて、総額裁量制のもとで、その比が徐々に下がり続け、2008年(平成20年)度には、98.61%と



逆に下回る(=「国庫負担対象決算額」が「国庫負担基礎額」となった)結果となっていることが読み取れる。

その結果、2008年(平成20年)度には、奈良県は、国から交付を受けられる金額(最高限度額)まで使い切らずに、国に2億7千8百万円も「返還」している。これは、いくら地方の裁量とはいえ、教育の機会均等と水準の維持向上という制度の目的からして、問題のある運用といえるのではないだろうか。このことは、国会でも問題視され、塩谷文科相(当時)も「大変子どもも憂慮すべき点が出ている」「子どもとしては、教育の充実のためにこの国庫の負担金を十分に使っていただくことをこれからも指導してまいりたい」と回答している。(9)「地方の裁量を大幅に拡大する」として導入された総額裁量制だったが、「給与水準の引き下げにより生じた財源で教職員数を増やす」だけでなく、さらなる引き下げにより、負担金を使い切らずに返還されてしまうところまで総額裁量制が「活用」されることを、

文科省は想定していなかったということだろうか。

義務教育費国庫負担額の引き下げの影響

では、なぜ奈良県が、わずか4年のうちに、このような施策の変更を行ったのだろうか。その背景を考察してみる。

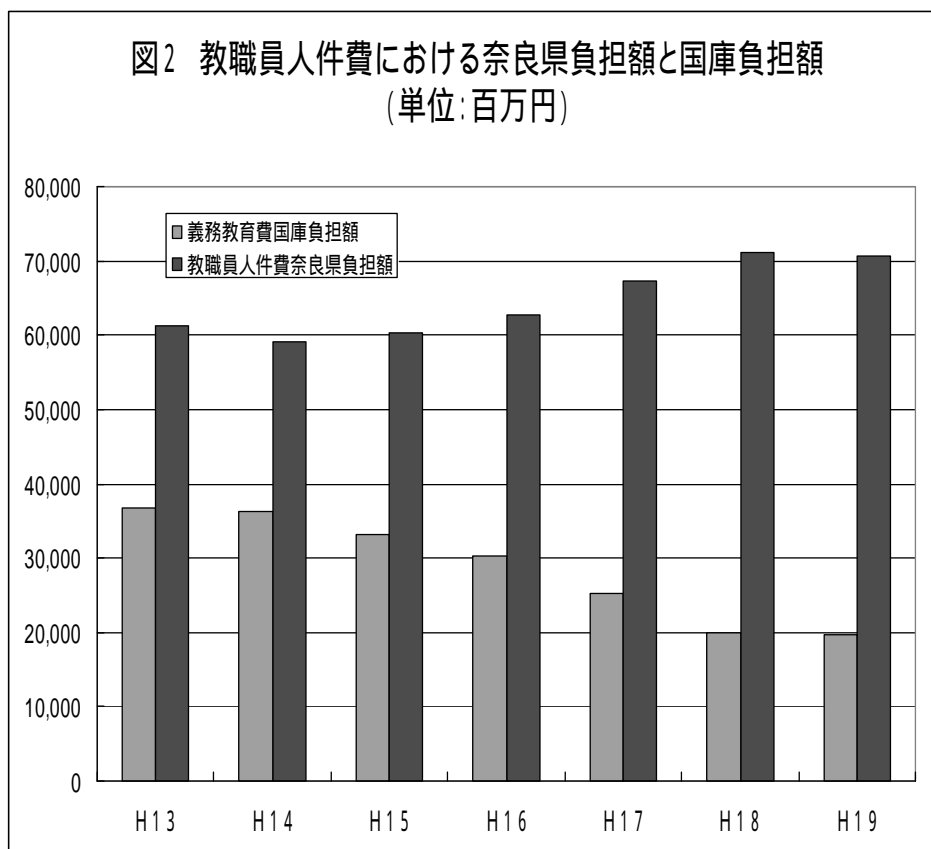
その背景の一つ目は、図1の棒グラフ部分に表された国庫負担制度の改定による、「国庫負担確定額」の減少である。これは、2005年(平成17年)度の「暫定措置」による減額と、2006年(平成18年)度以降の負担率引き下げ(1/2 1/3)によるものが大きい。また、それ以前の2004年(平成16年)度の総額裁量制の導入時に、それまで国立学校教職員のものを基礎としていた給与・手当単価の基準額が改定され、実質的に引き下げられたことも、「国庫負担確定額」の減額につながっている。(10)「国庫負担確定額」が減額された分は、「一般財源化」され、地方交付税の積算基礎となり増額されるたてまえだが、「三位一体改革」の中で、地方交付税額そのものが減額されており、教職員人件費のための国からの負担金総額は、結局は大幅減額となっているのが現実である。

「国庫負担確定額」の引き下げは、逆に人件費における奈良県負担額を大幅に増大させることになった。それが、奈良県財政に大きな負担を強いる結果となり、県が人件費の抑制を図ったのだと考えられる。

図2は、2000年(平成12年)度から2008年(平成20年)度までの、義務教育費国庫負担金の「国庫負担確定額」を表したものである。総額裁量制導入以前の年度(平成15年)とも比較すると、大幅に減額されていることが、一層よくわかる。2008年(平成20年)度の「国庫負担確定額」は、2000年(平成12年)度のものとは比べ、約半分近くまで減額されていることが読み取れる。

これは、児童生徒数減による部分もあるが、2003年(平成15年)度には、共済長期給付、公務災害補償基金が「一般財源化」

され、2004年(平成16年)には、総額裁量制導入と同時に、退職手当、児童手当が「一般財源化」されるなど、次々と国庫負担金対象からはずされたことが大きく影響している。図1の「県費負担額」の部分には、こうした国庫負担対象からはずされた部分の人件費が含まれていないが、図2は、国庫負担対象外を含めた小・中・特別支援学校教職員の人件費奈良県負担額と、義務教育費国庫負担額との関係を表したものである。(ただし、



県負担額には、特別支援学校の非義務制教職員人件費を含んでいる)

義務教育費国庫負担制度が、実支出額の1/2(2006年(平成18年)より1/3)を負担するとはいつても、実際の教職員人件費には、国庫負担対象外となる経費が多くあり、県負担額が国庫負担額をはるかに上回って、国の負担割合をカバーしきれていない実態が、図2からわかる。そして、国庫負担額の減額により、ますます県負担額が大きくなっていることが読み取れる。特に、団塊の世代が大量退職を迎え、退職金の支払いが、県財政を大きく圧迫しつつあるのではないかと考えられる。

もう一つは、奈良県財政の悪化であろう。県財政悪化には、教育財政の問題だけではなく、地方交付税の減額、税収の落ち込みなど、複合的な要因が考えられる。しかし、奈良県財政の歳出に占める教育費の割合は、他府県と比較しても、大きいものがあり、義務教育費国庫負担金の「国庫負担確定額」減額は、大きな影響を与えていると思われる。

図3 奈良県財政の状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
教育費決算額(億円)	1295	1323	1249	1250	1233	1203
教育費の占める割合(%)	24.5	26.8	27.1	27.1	27.4	26.5
経常収支比率(%)	89.1	92.4	93.1	92.6	95.1	96.4

図3は、奈良県財政における教育費決算額と歳出全体に占める割合、経常収支比率⁽¹¹⁾を表にしたものであるが、年々、教育費の歳出に占める割合が高くなり、同時に経常収支比率が悪化していることが読み取れる。「国庫負担対象決算額」が「最高限度算定額」を下回るという事態は、このような状況で、奈良県が財政再建のために、総額裁量制を活用して、県財政を圧迫する教職員人件費の抑制にとりくんだ結果だといえるのではないかと。にもかかわらず、経常収支比率は改善する兆候をみせず、財政状況はますます深刻な事態となっていることがわかる。

教職員実数と定数の比較

では、国庫負担金を「最高限度算定額」まで使い切れていない奈良県は、教職員の数でも、標準定数を下回っているのだろうか。

図4 奈良県の教職員実数と標準定数の比較

義務標準法の規定による「標準定数」は、学校規模(学級数)等を基準に算定される「基礎定数」と、文科省が都道府県の申請を受けて数を決定し配当する

	H16	H17	H18	H19	H20
実数 A(人)	8,505	8,510	8,394	8,351	8,382
標準定数 B(人)	8,309	8,321	8,242	8,191	8,227
A-B(人)	196	189	152	160	155
A/B(%)	102.4%	102.3%	101.8%	102.0%	101.9%

「国庫加配定数」との合計によって算定される。そして、その「標準定数」の分の人件費が積算されて、義務教育費国庫負担法の「最高限度算定額」が算定される。しかし、それらは、あくまでも算定上の「定数」であり、国が算定する「標準定数」と、都道府県が実際に任用した「実数」には、違いがでてくる。図4は、2004年(平成16年)度から2008年(平成20年)度までの5年間の「実数」と「標準定数」を比較してみたものである。

このように、「実数」と「標準定数」の比には、あまり変化がなく、どの年度も「定数」よりも「実数」

の人数が上回っているのである。

教職員人件費削減・抑制の方法の分析

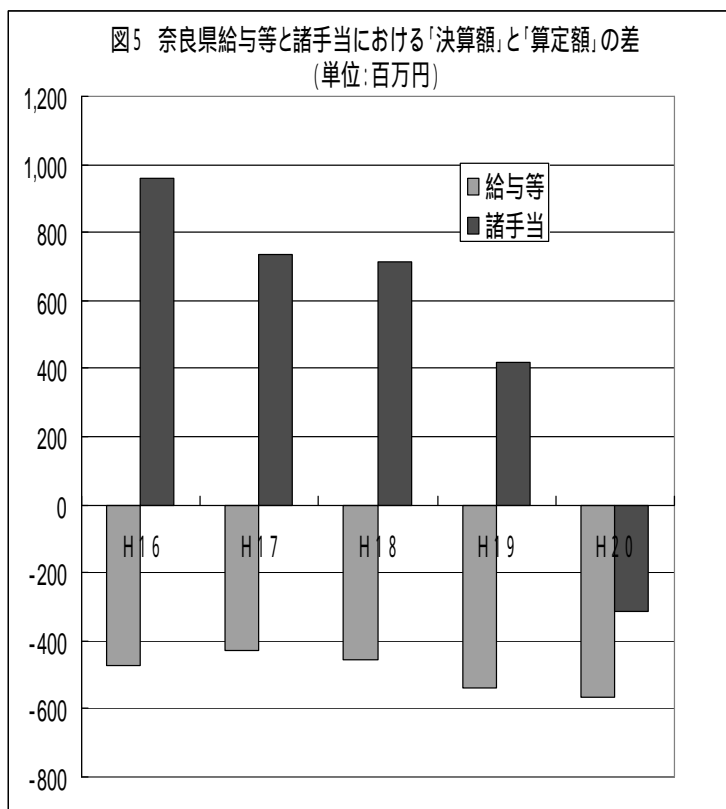
それでは、奈良県は、「最高限度算定額」まで国庫負担金を使い切らずして、どうやって標準定数を上回る「実数」の教職員を確保できているのだろうか。

それを詳細に分析するには、資料1の「国庫負担対象額実支出額と国庫負担最高限度額算定額との比較（奈良県）」シートを年度ごとに、各項目を見比べることが必要である。資料1から読み取ることが出来る特徴点は、奈良県が、以下のような方法により、教職員人件費を削減・抑制していることである。

ア、給与・手当等の削減

最も削減しているのは、やはり給与等（給与、給与の調整額、教育調整額）・諸手当の部分である。費目によっては、「国庫負担対象決算額」が「最高限度算定額」を上回っている部分もあるが、総額としては下回っている。こうして、職員1人あたりの給与等、諸手当の単価を引き下げることにより、給与等・諸手当の総額である「国庫負担対象決算額」を削減しているのである。

図5は、2004年（平成16年）度から2008年（平成20年）度までの5年間の「国庫負担対象決算額」と「最高限度算定額」との差を表したものである。図5からは、2004年（平成16年）度の総額裁量制導入時から、すでに給与等の削減が始まっていたこと、当初は「国庫負担対象決算額」が「最高限度算定額」を上



回っていた諸手当も、年々削減され、2008年（平成20年）度には、大幅な削減が行われ、下回るようになってきていることなどが読み取れる。資料1のシートからは、特に期末勤勉手当の削減幅が大きいことなどがわかる。

国により、「最高限度算定額」を算定するための給与単価が、総額裁量制導入以前のものより引き下げられている上に、奈良県が、毎年のように、それをさらに下回る給与単価を設定して人件費を削減し続け、教職員給与削減のスパイラル現象が起こっている。

資料2は、全国の状況を一覧表に表したものである。2008年（平成20年）度の「国庫負担対象決算額」と「最高限度算定額」の比の全国平均値は102.2%であるが、奈良県のように「国庫負担対象決算額」が「最高限度算定額」を下回り、国庫負担最高限度額まで使い切っていない自治体は、16道府県にのぼる。(12)

イ、臨時的任用の多用

次に特徴的なことは、臨時的任用者とその割合が年々、大幅に増やされていることである。2008年（平成20年）度の全国的な臨時的任用率は、7.5%であり、奈良県（同12.5%）は、全国的に見ても臨時的任用の多用が顕著な県であるといえる。⁽¹³⁾しかも、このデータは、国庫負担対象とする者だけを、5月1日付で調査されたものであって、また、非常勤講師などフルタイムでない者は週40時間をもって一人と換算した数である。県費や市町村費で任用されている者を含め、実際には、このデータよりも多くの臨時的任用者が存在しているはずである。

それでは、臨時的任用による人件費抑制効果は、どれほどなのであろうか。

奈良県の場合、フルタイムの「常勤講師」であっても、給与月額が正規の教諭と比べ低く抑えられており、奈良県の教育職給与表の77号（14年目で到達する）でストップして、その後は昇級しない。（2010年（平成21年）度から81号まで昇級延伸された）奈良県の教育職給与表（平成19年度）により試算したところ、大卒22歳で就職して60歳まで勤め続けたケースを想定すると、「常勤講師」（1級）と教諭（2級）とでは、給与の支給額だけで総額3742万8000円もの差が生まれる。調整額や期末勤勉手当、退職手当などは、給与月額を基礎として支給されるため、実際の格差は、それ以上となる。そして、「常勤講師」の臨時的任用は、毎年更新であって、常に不安定であり、実際にはこのように連続して任用されるケースはありえないといえる。

奈良県が、このような臨時的任用の多用という施策をとるのは、それだけ人件費の抑制

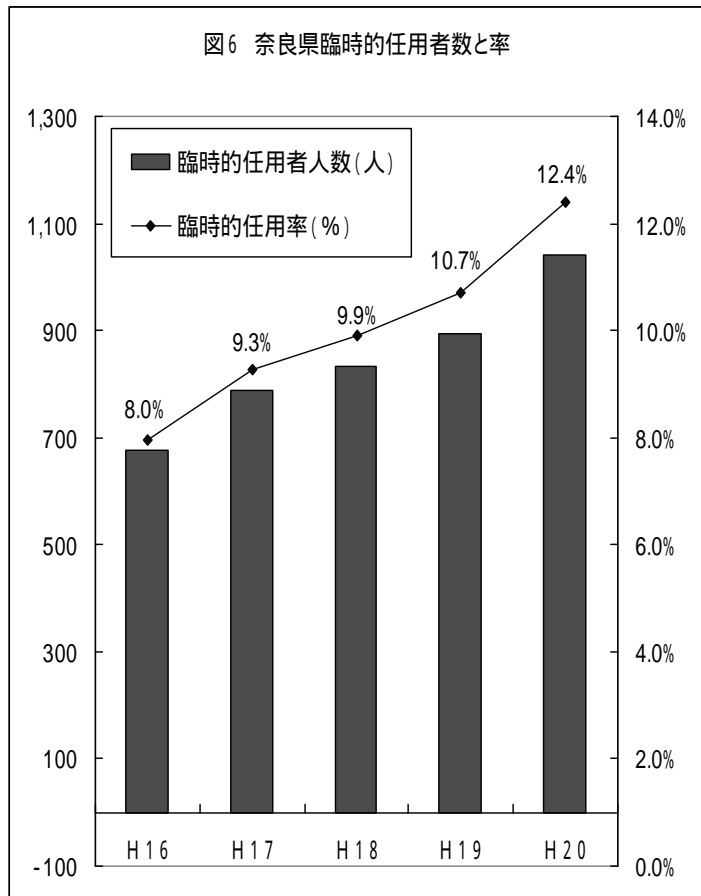
効果の高さを期待してのことであろう。そのためか、本来なら正規職員として任用されるべき標準定数内の教職員にも、フルタイムのいわゆる「定数内講師」のような臨時的任用が多用されている。しかし、このような臨時的任用の多用は、雇用問題、労働問題ばかりでなく、教育条件の問題として、教育現場に様々な深刻な悪影響を及ぼしており、弊害が大きい。⁽¹⁴⁾

資料3は、2008年（平成20年）度の臨時的任用の全国的な状況を表した一覧表である。

ウ、「定数くずし」による非常勤任用の多用

2001年（平成13年）の義務標準法17条の改定により、教職員定数への短時間勤務を占める者の数への換算が可能となった。それまでは国庫負担金を、フルタイムの者ではない、再任用・非常勤講師等に使用することはできなかったが、この改定により、一人分の人件費で何人かの再任用・非常勤の時間給の教員を任用する、いわゆる「定数くずし」が可能になった。

以前から、非常勤講師の任用は行われてきた。たとえば、中学校の免許外教科担当を少なくするため



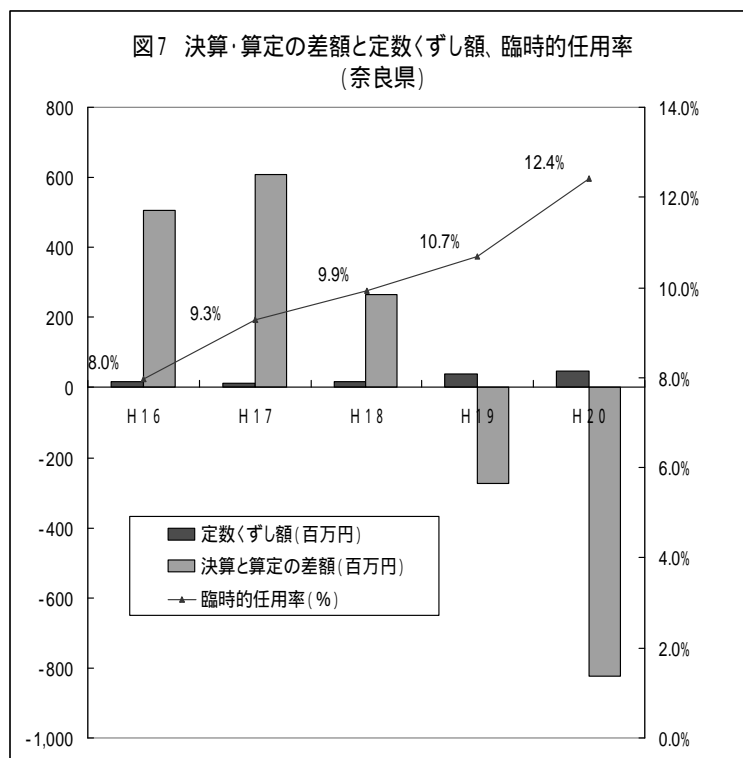
に、足りない教科時間数の分だけ非常勤講師を加配するといった場合である。それが、最近では、週あたりの時間数が少ない教科（中学の音楽、技術・家庭、美術や小学校専科など）の教員を、フルタイムではなく、非常勤で任用したり、数校を兼任させたりすることが、財政上「合理的」とされ、多用されるようになってきている。また、2001年（平成13年）の義務標準法7条2項の改定により、指導方法工夫改善加配に「少人数指導」が付け加わったことが、非常勤講師の任用を増加させた。

非常勤任用はほとんどが、都道府県や市町村の費用によるものであったが、「定数くずし」が可能となったため、国庫負担金で任用する例が増加している。これらも、地方負担による人件費抑制の効果を期待してのことであろう。

奈良県の非常勤任用率は0.28%であり、全国の平均値1.48%からすると、再任用・非常勤の任用に、あまり積極的ではないといえる。(15)しかし、「国庫負担決算額」に表れる（再任用・非常勤の）「報酬額」「費用弁償額」の金額が、年々徐々に増えてきている。

図7は、「定数くずし額」（報酬額＋費用弁償額）と臨時的任用率と、「国庫負担対象決算額」と「最高限度算定額」の差を比較したものである。ここからは、「定数くずし」と臨時的任用の多用が、人件費抑制に大きな影響を与えていることが読み取れる。

資料4は、全国の定数くずしと非常勤任用の状況を一覧表に表したものである。

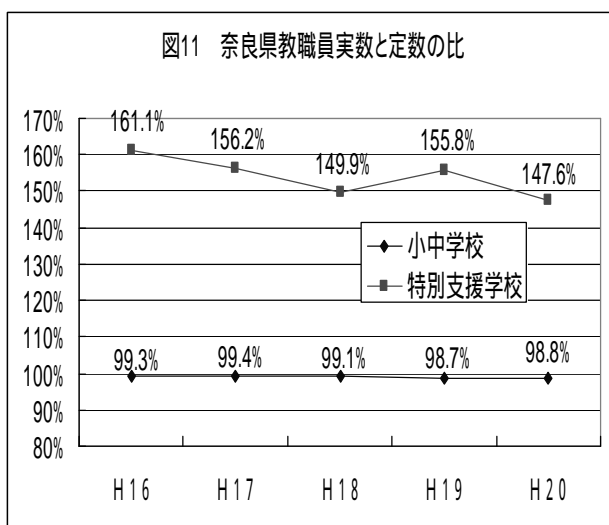
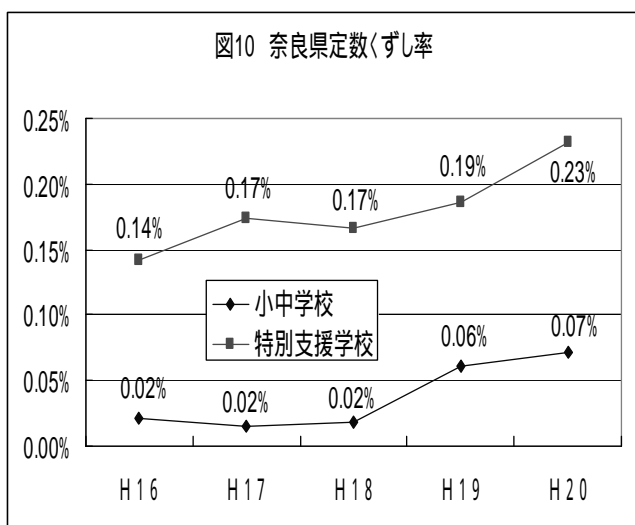
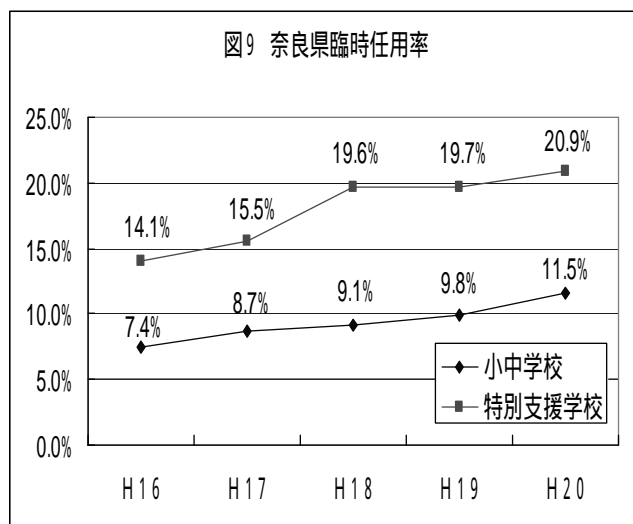
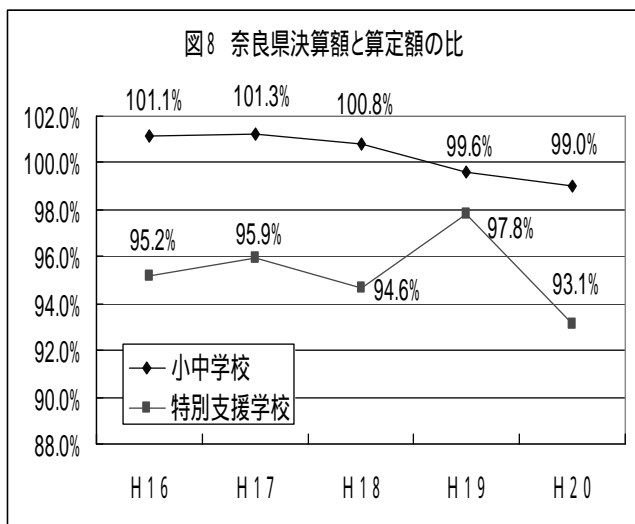


小中学校と特別支援学校の比較

ここまで、奈良県における人件費削減・抑制の方法とその実態を分析してきたが、特徴的なことがもうひとつある。それは、上記のア～ウの方法が、小中学校よりも特別支援学校において多用されているという事実である。

図8～10は、上記ア～ウの方法のデータを小中学校と特別支援学校とにわけて表したものである。いずれも、特別支援学校の方が、ア～ウの施策を強く実施していることをうかがわせる結果となっている。

において、奈良県の教職員の「実数」と「標準定数」の比は、あまり変化しておらず、「実数」は「標準定数」を下回ってはいないと指摘したが、実は、図11に見られるように、小中学校では「実数」が「標準定数」を下回るようになってきており、その分をおぎなうだけの人数が特別支援学校で上回っているからである。しかし、この分は、特別支援学校においてア～ウの施策を強くとることで、人件費単価を削減・抑制することによる人件費分を「実数」の増につなげており、それだけ臨時的任用、定数くずしの人数も多くなり、2008年（平成20年）度には、臨時的任用率が、特別支援学校だけでは、なんと20.9%に達している。職員の5人に1人以上が臨時的任用という教育現場は、もはや異常な状態といえるだろう。



資料2、3において、小中学校の状況と特別支援学校の状況を比較すれば、同じような傾向が奈良だけではなく、多くの都道府県にも見られることが読み取れる。なぜ、このような傾向が現れるのかについては、今後分析が必要である。

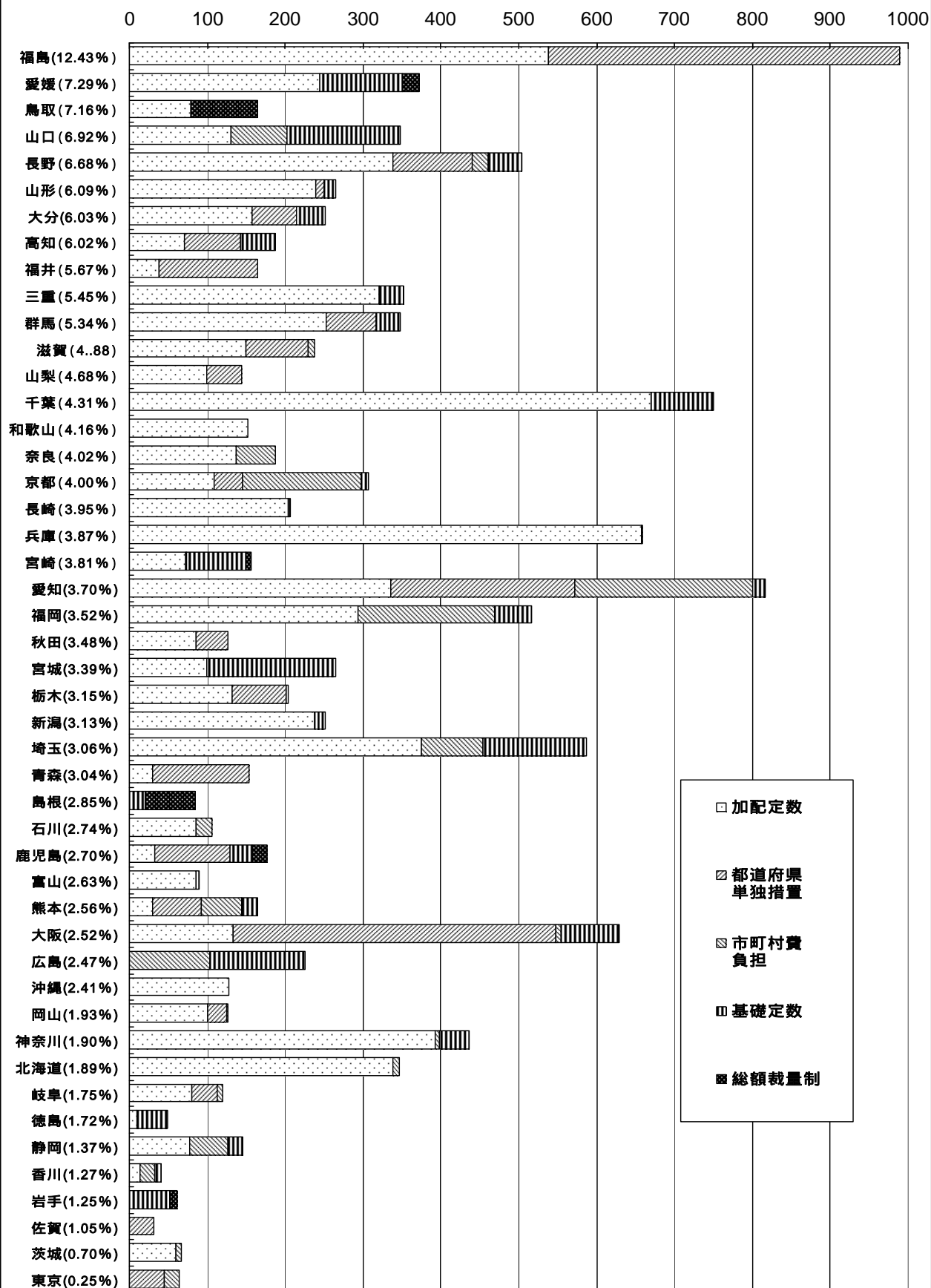
(3) 教育条件の後退がすすむ教育現場

「少人数学級制」による増学級分の教員は、どのようにして確保されたのか

それでは、「少人数学級制」による増学級の分の教員は、どのような財源で確保されたのだろうか。

もう一度、1-(2)において使用した資料、文科省「平成20年度学級編制弾力化実施学校等調書」により、地方裁量「少人数学級制」における増学級分の財源うちわけを分析してみる。図13は、増学級数における財源うちわけを区分し、増学級率(増学級数/総学級数)順に並べたものである。

図12 「少人数学級制」による増学級数と財源うちわけ
(増学級率順)



このように全国的に比較すると、各都道府県により、「少人数学級制」の実施のための財源は、それぞれ独自性があり、さまざまなやりくりによって実施されていることがわかる。この「やりくり」の内容について、報告では、「総額裁量制活用」と「都道府県単独措置」について考察したい。(16)

ア．総額裁量制の「少人数学級制」への活用

まず、「総額裁量制活用」について考察する。「平成 20 年度学級編制弾力化実施学校等調書」は、文科省が各都道府県教育委員会に「学級編制弾力化の適用となった学級数」の「財源措置」について調査したものを、各都道府県委員会が答えるかたちでまとめられている。その回答の選択肢の一つとして「総額裁量制活用」がある。その回答欄に回答したのは、愛媛、鳥取、宮崎、島根、鹿児島、岩手の 6 県のみにとどまっており、鳥取を除けば、その割合も小さい。

義務教育費国庫負担制度改廃をめぐる激しい議論の中で、「地方の自由度を拡大する」として文科省から提案され、いわば妥協的に了承されたかたちで導入された総額裁量制だった。(17)そして、総額裁量制の活用により、地方が少人数学級制など独自の教育施策を実施しやすくなると説明していた。しかし、この結果からは、給与等の抑制を活用したとりくみとして、「少人数学級制」による増学級を実施している例は、少数にとどまっているのが現状のようである。むしろ、ここまで奈良県をモデルとして分析してきたように、総額裁量制が、定数内の教職員の臨時的任用や定数くずしの多用、算定額まで使い切らないで国庫へ「返還」など、地方負担分の人件費削減にしか活用されていない実態が浮かび上がるのである。

イ、「都道府県単独措置」と「少人数学級制」

次に、都道府県単独措置について考察する。私は、『本当の 30 人学級は実現したのか？～広がる格差と増え続ける臨時教職員～』において、地方裁量「少人数学級制」実施における「都道府県単独措置」を「都道府県が独自の予算で任用した教員（主に臨時教員）を増学級の担任として少人数学級制を実施」と解説した。（P 24）従来は、そのように解釈されてきたはずである。実際、文科省文書「平成 20 年度学級編制弾力化実施学校等調書」の「調査依頼書」には、「都道府県単独措置定数・・・標準法定数を超えた都道府県単独予算の定数にて措置しているもの（総額裁量制による措置の対象となるものを除く）」と記されている。しかし、その財源は、純粹に「都道府県独自の財源」が 100%なのだろうか？

これまで奈良県のデータを分析してきたが、奈良県は増学級のために「都道府県単独措置」を活用していない（図 13）ため、大阪府のデータで分析してみる。図 14 は 2008 年（平成 20 年）度の大阪府の教職員人件費「国庫負担対象決算額」と「最高限度算定額」の比較表、図 15 は、教職員「実数」と「定数」の比較表である。

図 14 からは、大阪府が奈良県と同様に、国庫負担金を「最高限度算定額」まで使い切らず、その額が 106 億 8600 万円にもおよび、その三分の一の約 35 億 6200 万円もの国庫負担金を「返還」しているのがわかる。この額は、同様に「返還」した 16 道府県の中でも群を抜いている。しかし、一方で、教職員実数は全体で、1794 人も標準定数を上回っている。いかに、人件費単価の削減と抑制が行われているかがわかる。

ここで問題にしたいのは、「平成 20 年度学級編制弾力化実施学校等調書」において大阪府が、増学級のために 629 人を使用し、そのうち 415 人の府単独措置教員を活用したと文科省に報告していることである。そして、「総額裁量制の活用」はゼロという報告である。図 15 において、小中学校分の実数と定

数の差は 213 人となっているが、給与等を抑制して教職員「実数」を増やした、この「総額裁量制の活用」分 213 人を、増学級のためには使用していないならば、415 人は全員、府の一般財源で任用したのだろうか。この 415 人のためにも使える国庫負担金を、なぜ約 35 億 6200 万円も「返還」せねばならないのだろうか。

図13 H20大阪府の「国庫負担対象決算額」と「最高限度算定額」

「国庫負担対象決算額」A			「最高限度算定額」B			決算額と算定額の比 C (A/B)			決算額と算定額の差 D (A-B)		
小中	特支	全体	小中	特支	全体	小中	特支	全体	小中	特支	全体
287,879	16,418	304,297	298,134	16,848	314,983	96.6%	97.4%	96.6%	-10,255	-430	-10,686

図14 H20大阪府の教職員実数と標準定数

標準定数 A			実数 B			実数と定数の比 C (B/A)			実数と定数の差 D (B-A)		
小中	特支	全体	小中	特支	全体	小中	特支	全体	小中	特支	全体
41,786	2,180	43,966	41,999	3,761	45,760	100.5%	172.5%	104.1%	213	1,581	1,794

義務教育費国庫負担制度は、都道府県の教職員人件費の原則三分の一を国が負担する制度だが、教育は地方と国との共同事業であるという位置づけで、残りの三分の二は、地方交付税の基準財政需要額(18)に積算されて、地方団体の財政力に応じ交付されることになっている。最高限度額まで使い切らなかった義務教育費国庫負担金約 35 億 6200 万円分は、国庫に「返還」されることとなるが、地方交付税で算定された約 71 億 2400 万円分(三分の二の分)は、「一般財源」なので、「返還」の義務は生じない。この「一般財源」を使って教職員を任用することも可能だ。仮に一人あたりの「常勤講師」の人件費を 500 万円としたら、415 人でも 71 億 2400 万円のうち 20 億 7500 万円だけで任用できることになる。それを府単独措置というのなら、府独自の努力によって任用したことにはならないばかりか、教職員人件費に使われるために交付された地方交付税交付金を、他の目的に流用していることを意味している。

「都道府県単独措置」は、「市町村費負担」のように「都道府県費負担」とは表現されない。以前から、教育委員会が教職員組合などに「都道府県単独措置」「県単」と説明して加配されてきた教職員の中には、100%地方の財源なのではなく、「国庫加配定数」分の国庫負担金財源が一部混じっているのではないかと指摘されてきた。総額裁量制が導入されてからの地方教育財政の執行には、一層こうした疑いを抱かざるをえない実態があるようだ。

ただし、地方交付税の計算は、義務教育費国庫負担制度のような国庫支出金とは違い、個々の地方団体の歳入と歳出を包括的に測定し、その財源不足分を補填するしくみとなっており、算定方法は、複雑である。したがって、この大阪の場合、「返還」した約 35 億 6200 万円の倍額である約 71 億 2400 万円分が、地方交付税として大阪府に交付されているという単純な話にはならない。むしろ、三位一体改革により、地方交付税措置額が大幅に、また急激に減額されたことが、このような運用の背景にあるともいえる。しかし、それでも標準定数の教職員人件費として積算され、交付された地方交付税が、「都道府県単独措置」分の財源の一部となり、また、教職員人件費支出以外の目的に流用されているのではないかと疑いは消えない。

「少人数学級制」実施の宣伝は、教育条件後退の隠れ蓑としてはたらいている

ここまで、奈良県や大阪府をモデルケースとして、総額裁量制導入以来の義務教育費国庫負担制度の運用状況を分析してきた。各都道府県にはそれぞれの地域性や独自性があるとはいえ、いずれにしても、総額裁量制は、人件費単価を削減・抑制することによる教育条件整備の方向ではなく、地方負担削減・抑制の方向に強く作用していることは間違いないようだ。

先に紹介した国会審議では、2008年（平成20年）度には、奈良・大阪を含む計16道府県が、義務教育費国庫負担金を最高限度額まで使い切らず、合計118億8千6百万円を「返還」し、その自治体数は、総額裁量制導入以来、6 7 6 1 1 1 6と増加傾向にあると報告されている。(19)

図15 地方教育費の変化(単位 億円)

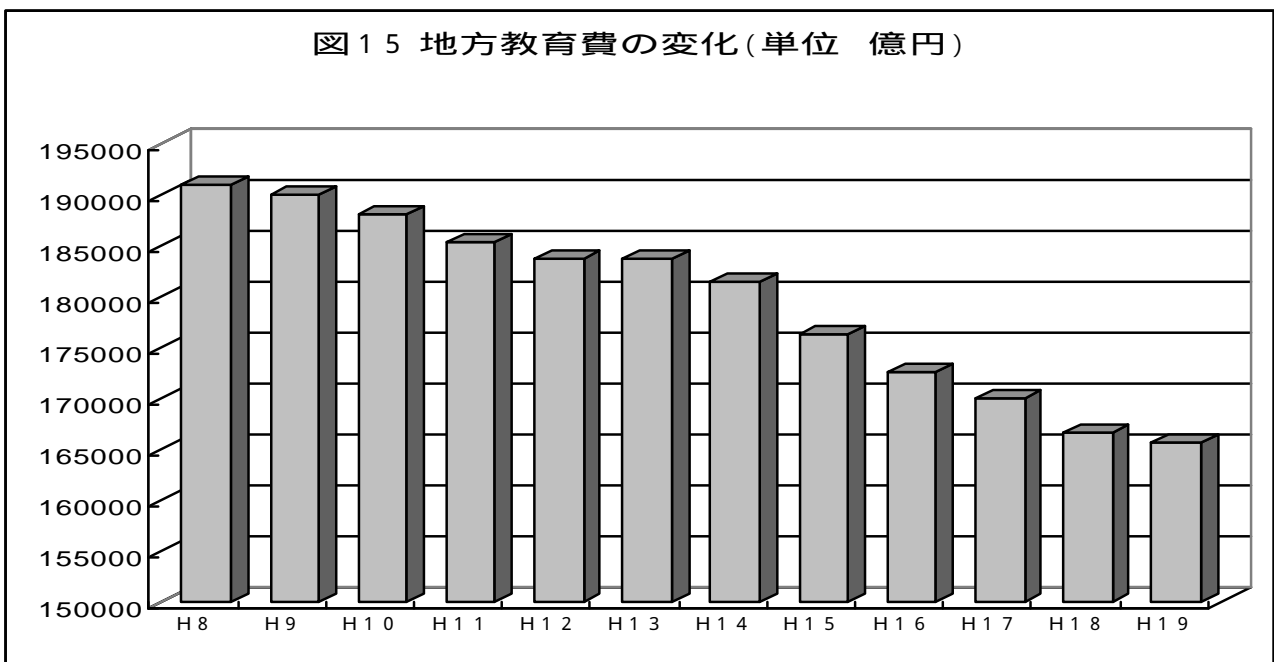


図15は、地方教育費の総額の推移を表しているが、年々大幅に減らされている教育費の中で、教育条件が向上されているとは到底言えないだろう。そんな中で実施されている、地方裁量による「少人数学級制」は、「少人数学級制」の言葉に対し住民が一般に抱くイメージとは裏腹に、その内実は、様々な財政のやりくりによって実施され、様々な弊害を生みながら実施されているのが現実である。もちろん、少人数学級制の個々の学級での教育的効果を否定するものではない。しかし、その部分的な教育効果を過大評価することが、むしろ、教育現場に起こっている、こうした教育条件の大幅な後退を覆い隠す役割を果たしているとは言えないだろうか。

それでは、国民世論とも言える「本当の30人学級」を実現し、教育条件を向上させていくための財政保障のあり方について、全国的な状況を分析しながら、考察してみたい。

3 自治体の財政力と義務教育費国庫負担制度の運用状況

地方の首長選挙や議会議員選挙において、「少人数学級をすすめます」など教育施策の推進を政策とする候補者が多い。また、税源を地方に移譲し、国の規制を緩和して、地方にその財源の運用の裁量権を

拡大すべきだと主張する「地方分権」や「地域主権」の推進者たちの中には、教育分野においても、「地方が少人数学級などの独自施策を進めやすくなる」などと主張する方もいる。

しかし、これまで見てきたように、少人数学級制は、地方だけの財政力では、完全に実施することが困難で、実施している地方では、様々な財政上のやりくりを行いつつも、もはや限界を示している。また、実施されている教育現場には、その教育効果とともに様々な弊害も発生していることを指摘してきた。

今、文科省において、教育一括交付金制度が検討されていると報道されている。仮に、この教育一括交付金に義務教育費国庫負担金が吸収されるものとすれば、総額裁量制以上に、地方の裁量権は拡大することだろう。しかし、そうした制度によって、本当に地方が自由な教育施策を実施していくことができるか否かを考えるひとつの判断材料として、ここでは、奈良県等をモデルケースに分析してきた指標が、全国的にはどうなっているかを、都道府県の財政力との関係において分析してみたいと思う。

なお、各都道府県の決算は、2008年（平成20年）度のものを、財政力を計る指標としては、2007年（平成19年）度の財政力指数⁽²⁰⁾を使用する。財政力指数に前年度のものを使用する理由は、政策決定のタイムラグを考慮してのことである。

（１）決算額・算定額の比と地方財政の分析

資料5 - 、 は、義務教育費国庫負担金の「国庫負担対象決算額」と「最高限度算定額」との比を、各都道府県ごとに表したものである。グラフからは、都道府県にかなりの格差が存在すること、そして、その比と財政力指数には、はっきりとした相関関係のみられることが読み取れる。

つまり、「最高限度算定額」を上回るような給与・手当の水準を維持することは、財政力がなければできないということである。財政力の弱い自治体ほど、「国庫負担対象決算額」が「最高限度算定額」を下回って、国庫負担金を「返還」している傾向にある。

一方、大阪や広島などは財政力指数が比較的高いにもかかわらず、「国庫負担対象決算額」が「最高限度算定額」を下回っているのは、大阪、広島の経常収支比率が、それぞれ102.7%、98.3%に達するなど、財政が逼迫する独自の理由があるからだと考えられる。

（２）臨時的任用率と地方財政の分析

資料6 - 、 は、臨時的任用率を、都道府県ごとに表したものである。グラフからは、都道府県にかなりの格差が存在すること、そして、臨時的任用率と財政力指数には、負の相関関係がみられることが読み取れる。

つまり、財政力の弱い自治体ほど臨時的任用を多用しているということであり、財政力が強い自治体ほど、職員を正規任用している傾向にある。

（３）非常勤任用と地方財政の分析

資料6 - 、 は、再任用や非常勤講師など時間給の非常勤職員の報酬額と、報酬額の決算額実支出額に対する割合（「非常勤任用率」）を、都道府県ごとに表したものである。資料6 - は、国庫負担分（＝定数くずし分）と県費負担分の区別をした。これらのグラフからは、やはり、都道府県にかなりの格差が存在すること、そして、その率と財政力指数には、はっきりとした相関関係がみられることが読み取れる。

東京、愛知、大阪、神奈川など財政力の強い、いくつかの自治体が、県費負担も含めて非常勤任用を

多用しており、それ以外の財政力の弱い自治体は、あまり非常勤任用が行われていない傾向にある。また、自治体により、独自性はみられるが、財政力の弱い自治体の多くが、国庫負担分（定数くずし）により非常勤職員を任用しているようである。

（４）財政力が教育施策の自由度を決めている

（１）～（３）で見てきたように、自治体の財政力が教育施策の自由度を規定していると考えられる。また、財政力の比較的弱い自治体ほど、独自の教育施策を行う余裕はあまりなく、むしろ、奈良県のケースで見てきたような、給与・手当の削減や臨時的任用の多用を行って人件費の削減・抑制を行っている傾向がある。この事態は、義務教育国庫負担制度の教育の機会均等と教育水準の維持向上という目的から、かけなれた格差と後退の姿といえよう。

このままでは、地方に自由な裁量を与えられようとも、わずかな富裕自治体をのぞき、少人数学級制など財政に負担のかかる独自施策がすすめられていくことは望めないだろう。むしろ、現在の危機的な地方財政のもとでは、裁量拡大による自由が、さらなる給与・手当削減や臨時的任用・定数くずしの多用を生み、「人件費削減の自由」へと作用することだろう。したがって、地方の裁量権の拡大は、教育条件の格差と切り下げがますます進行していつてしまう危険性の方が高いのではないだろうか。

このような都道府県格差の現実を、経済の効率性といった理由で是認できるものではない。大都市圏で居住し、納税している人々も、地方の学校で育てられた者が大多数のはずである。教育の機会均等と教育水準の維持向上に努めることこそ、日本全体の発展につながる道である。

４ 結語

以上、報告は、都道府県教育委員会と文科省とでやりとりされている「決算調書」など、義務教育費国庫負担制度に関する報告書をもとに、義務標準法と義務教育費国庫負担法の運用実態を明らかにしてきた。

１では、国と地方の教育予算が削減される中で実施されている地方裁量「少人数学級制」が、必要な教職員を増やすことなく、様々な財政的「やりくり」により実施されている例が多いことを指摘した。また、そのため、教育現場には、様々な矛盾があらわれ、トータルとして教育条件の改善につながっているとはいいがたい状況であることを指摘した。

２では、奈良や大阪のケースを分析することにより、2004年に導入された総額裁量制のもとで、給与・手当の削減、臨時的任用・定数くずしの多用などが進行していることを明らかにした。そして、総額裁量制が、教育条件整備の方向ではなく、地方負担の軽減の方向へと作用し、その結果、教育条件の後退が進行していることを指摘した。

３では、地方の地方裁量の拡大にもかかわらず、自由な教育施策を実施できているのは、財政力の強い一部の富裕自治体だけであり、財政力の弱い自治体ほど、その裁量権を地方負担の軽減のために行使している実態を明らかにした。そして、その結果、義務教育費国庫負担制度の教育の機会均等と教育水準の維持向上という目的とは反対方向の、教育格差の拡大と教育条件の後退が進行していることを指摘した。

最後に、教育財政制度の重要性とその意義を改めて述べたい。これまで指摘してきたような義務教育費国庫負担金の「返還」の増大や、地方自治体による教職員人件費の単価の削減、臨時的任用の多用などが続けば、都道府県に配当する際の算定基準となる国の平均給与月額が高すぎるからだとして、その引き下げを主張する意見や動きが強まることが予想される。義務教育費国庫負担制度の改廃をめぐる論

議においても、教職員給与の一律優遇を見直しや事務・栄養職員の国庫負担対象はずしなどが検討されていた。こうした、国の予算の削減に加え、「地域主権改革」の名の下に、地方裁量権の拡大が進められていけば、教職員の人件費単価がますます引き下げられる方向へと進むことだろう。国と地方の財政が、逼迫する中で、教職員を含む公務員の人件費の削減は、避けられないことであり、むしろ達成すべき課題であるとする意見もある。

しかし、今、教育現場は、団塊世代の大量退職期を迎え、今まで教育現場を支えてきた主力のベテラン教職員が約 10 年間に半分以上退職し、入れ替わるという本格的な世代交代期を迎えている。「『教育は人なり』と言われるように、義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上に負うところが大きい(文科省HP)であり、この世代交代期間に、優秀な新人教職員を確保し、その力を十分に発揮させ、一人前の教職員として育て上げることができるかが、将来数十年にわたる日本の教育の質を大きく左右するといえる。そのための政策は、まさに重要な国家戦略であり、「学校教育が次代をになう青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資する」(21)という人材確保法は、今の時期にこそ必要ではないか。

したがって、義務教育水準の維持向上のためには、地方裁量権が拡大するといえども、時々々の財政事情に左右されやすく、教職員人件費以外の経費に流用されやすいという危険性が高い、教育一括交付金のような教育財政制度ではなく、当面は現行の義務教育費国庫負担制度や地方交付税制度を改善・拡充することによって、国がしっかりと地方の教育財政を支える財政制度の整備が必要不可欠であると考えられる。

《 註 》

- (1) 山崎洋介「学級編制と教職員定数の制度改善に対する意見」(2010.4.4 文科省へ提出) 参照
<http://www.yutoriarukyokuken.com/index.php?plugin=attach&refer=%B5%A1%B4%D8%BB%E6%A5%B3%A1%BC%A5%CA%A1%BC&openfile=monkasyohenoikensyo.pdf>
- (2) 不安定任用ゆえに、待遇や任用、教育方針などに意見がいろいろと出ている臨時教職員は、教委、学校の都合のよいように、任用、人事配置そして任用止めされやすい。
- (3) 文科省「平成 20 年度学級編制弾力化実施学校等調査」より
- (4) 詳細については、山崎洋介『本当の 30 人学級は実現したのか? -広がる格差と増え続ける臨時教職員-』自治体研究社、2010 年 を参照されたい
- (5) 井深雄二『近代日本教育費政策史』勁草書房、2004 年、小川正人『戦後日本教育財政制度の研究』九州大学出版会、1991 年など参照
- (6) 義務標準法 2001 年(平成 13 年)改定の主な点は、次の三点である。 都道府県が「特に必要と認める場合」は、学級編制の標準人数を下回る基準を定めることができるとした(3 条) 加配定数「指導方法工夫改善加配」の中に「少数の児童もしくは生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合」(少人数指導)が加えられた(7 条 2 項) 教職員定数への短時間勤務を占める者(再任用・非常勤講師等)数への換算(いわゆる「定数くずし」)を可能にした(17 条)
- (7) 文科省の説明によれば、総額裁量制とは、「義務教育費国庫負担金の総額の範囲内で、給与額や教職員配置に関する地方の裁量を大幅に拡大する仕組み」であり、その「裁量の大幅拡大」の例として、 費目ごとの国庫負担限度額がなくなり、総額の中で給与を自主的に決定できる 給

- 与水準の引き下げにより生じた財源で教職員数を増やすことが可能などとしている。(文科省HP「総額裁量制の概要」) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gimukyoiku/outline/001/005.htm
- (8) 小泉内閣による「三位一体の改革」により義務教育制度の費用負担についての検討が開始され、2004年(平成16年)11月26日に「義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する」(政府・与党「合意事項」)としたものの、「義務教育のあり方について幅広く検討する」として2005年(平成17年)度予算から「暫定措置」として国庫負担金が減額された。さらに、2005年(平成17年)11月30日には、「負担割合は三分の一とし、8500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施」が合意され、義務教育費国庫負担法の一部が改定された。その結果、2006年(平成18年)度から、国庫負担率が1/2から1/3に変更された。
- (9) 2009年(平成21年)4月8日 衆議院文教委員会 馳浩議員質問に対する文科省の回答。なお、小川正人『教育改革のゆくえ - 国から地方へ』2010 ちくま新書P120に、この国会での文科省提出資料が掲載されており、奈良県の「返還」額が2億7千8百万円とある。この数値が、報告の資料1-の「返還」数値である2億7千4百万円と一致しないのは、資料1が「国庫負担基礎額」をもとに計算した数値であるのに対し、文科省提出資料が、暫定交付額と過年度収入支出精算後の「国庫負担確定額」との差額とされているからではないかと考えられる。
- (10) 2003年(平成15年)に「国立大学法人法」および「国立大学法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立したことで、国立大学の教職員は非公務員となった。そのため、公立学校の教育公務員給与の国立学校教育職給与表準拠規定が削減され、公立学校の教員給与は、都道府県の条例によって定められることとなり(教育公務員特例法13条)、人事院勧告の適用(人材確保法4条)も削除された。これにより、義務教育費国庫負担金の負担限度額に必要な教員給与の算定基準は失われ、以後は財務省と文科省との毎年度の予算折衝で決定されることとなった。現在の給与基礎単価は、人材確保法や教職調整額等の公立学校教員に関する現行法に則り、国家公務員行政職2種採用職員の給与表をベースにして、教育職の有利性(約12%割増)を勘案して算定しているとされている。それでも、この基礎単価は、2003年(平成15年)までの基準と比べ、低く設定されていると教職員組合などから指摘されている。さらに、現在、人材確保法や教職調整額の見直し等が政治日程にのぼっており、今後、さらに基礎単価が縮減されていく懸念が広がっている。
- (11) 経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。
- (12) 文科省「平成20年度義務教育費決算調書」より。下回るのは、北海道、岩手、山形、石川、大阪、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、鹿児島、沖縄の16道府県。
- (13) 文科省「平成16年度～20年度公立小・中学校教職員実数調」「平成16年度～20年度特別支援学校教職員実数調」より。なお、この臨時的任用率の算定には、特別支援学校の高等部など義務制以外の数値も含まれている。それは、「学校基本調査報告書」や「現員現給調査報告書」などでは、「講師」など臨時的任用者を「教諭」扱いしている自治体があり、正確な数値が割り出せないため、特別支援学校高等部教職員などを含む「教職員実数調査報告書」より計算した数値で比較するしかない。なお、図6中の奈良県の臨時的任用率は「現員現給調査報告書」より計算しているため、数値が若干違うが、こちらの数値の方が、義務制部分の臨時的任用率を正

確に表しているため使用した。

- (14) 臨時教職員問題が教育現場に及ぼす影響については、臨時教職員制度の改善を求める連絡会編『教育に臨時はない - 教師の良心をかけて - 』フォーラム A 2005 年などを参照
- (15) 文科省「平成 20 年度義務教育費決算調書」より。ここでの非常勤任用率は、決算額に表れる「報酬額」/決算総額で計算している。非常勤任用の数は、5 月 1 日調査の「公立義務教育諸学校における再任用職員及び非常勤講師数調」において換算人数も計算できる。しかし、非常勤任用については、決算期まで県費非常勤任用として算定して予算をおさえておき、決算期に確定してくる総額裁量制の総額と非常勤任用の定数くずし可能枠に応じ調整するという手順もあるという話（小川正人、山下絢「義務教育国庫負担金総額裁量制の運用実態」2007 年 東京大学大学院教育学研究科紀要）なので、5 月調査の人数ではなく、3 月決算額での比較とした。なお、図 7 の定数くずし額の数値は、「報酬額」の他、「費用の弁償」（非常勤の通勤手当にあたるものなど）の額を含めて計算している。
- (16) 「基礎定数部分の切り崩し」と「国庫加配定数」の問題点については、山崎『本当の 30 人学級は実現したのか？～広がる格差と増え続ける臨時教職員～』自治体研究社、2010 年を参照。
- (17) 高木浩子「義務教育費国庫負担制度の歴史と見直しの動き」レファレンス、2004 年、渡辺恵子「義務教育費国庫負担制度の『総額裁量制』への移行についての考察」国立教育政策研究所紀要、2004 年などを参照
- (18) 基準財政需要額～普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するもの
- (19) 2009 年（平成 21）年 4 月 8 日 衆議院文教委員会 馳浩議員質問と文科省の回答。
- (20) 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額（ ）を、基準財政需要額（19）で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。
基準財政収入額～普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するもの
- (21) 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法 1 条（目的）

《図、資料等の出典》

- 図 1 文科省「平成 20 年度決算額等調書（奈良県）」、「平成 20 年度義務教育費国庫負担額 総額裁量制による算定額（奈良県）」により山崎が作成
- 図 2 文科省「平成 13 年度～20 年度地方教育費調査」、「平成 13 年度～20 年度義務教育費国庫負担金の額の確定及び精算交付について」より山崎が作成。ただし、図中の「教職員人件費奈良県負担額」には、特別支援学校の非義務制の教職員人件費が含まれている。
- 図 3 奈良県総務部財政課「平成 16 年度～20 年度一般会計決算の概要」より山崎が作成
- 図 4 「平成 20 年度義務教育費国庫負担額 総額裁量制による算定額（奈良県）」により山崎が作成
- 図 5 文科省「平成 20 年度決算額等調書（奈良県）」、「平成 20 年度義務教育費国庫負担額 総額裁量制による算定額（奈良県）」により山崎が作成
- 図 6 「平成 20 年度義務教育費国庫負担額 総額裁量制による算定額（奈良県）」により山崎が作成
- 図 7 文科省「平成 20 年度決算額等調書（奈良県）」、「平成 20 年度義務教育費国庫負担額 総額裁量

制による算定額（奈良県）」により山崎が作成

図 8 文科省「平成 20 年度決算額等調書（奈良県）」、「平成 20 年度義務教育費国庫負担額 総額裁量制による算定額（奈良県）」により山崎が作成

図 9 文科省「平成 20 年度決算額等調書（奈良県）」、「平成 20 年度義務教育費国庫負担額 総額裁量制による算定額（奈良県）」により山崎が作成

図 10 文科省「平成 20 年度決算額等調書（奈良県）」、「平成 20 年度義務教育費国庫負担額 総額裁量制による算定額（奈良県）」により山崎が作成

図 11 文科省「平成 20 年度決算額等調書（奈良県）」、「平成 20 年度義務教育費国庫負担額 総額裁量制による算定額（奈良県）」により山崎が作成

図 12 文科省「平成 20 年度学級編制弾力化実施学校等調書」より山崎が作成

図 13 文科省「平成 20 年度決算額等調書（大阪府）」、「平成 20 年度義務教育費国庫負担額 総額裁量制による算定額（大阪府）」により山崎が作成

図 14 文科省「平成 20 年度決算額等調書（大阪府）」、「平成 20 年度義務教育費国庫負担額 総額裁量制による算定額（大阪府）」により山崎が作成

図 15 文科省「地方教育費調査」より山崎が作成

資料 1 - ~

文科省「平成 20 年度決算額等調書（奈良県）」、「平成 20 年度義務教育費国庫負担額 総額裁量制による算定額（奈良県）」により山崎が作成

資料 2 文科省「平成 20 年度義務教育費決算調書」より山崎が作成

資料 3 文科省「平成 20 年度教職員実数調査」より山崎が作成

資料 4 文科省「平成 20 年度決算額等調書」より山崎が作成

資料 5 - 文科省「平成 20 年度決算額等調書」、「平成 20 年度義務教育費国庫負担額 総額裁量制による算定額」により山崎が作成。

資料 5 - 文科省「平成 20 年度決算額等調書」、「平成 20 年度義務教育費国庫負担額 総額裁量制による算定額」により山崎が作成。財政力指数は、2007 年（平成 19 年）度の数値を使用。

資料 6 - 文科省「平成 16 年度～20 年度公立小・中学校教職員実数調」「平成 16 年度～20 年度特別支援学校教職員実数調」より山崎が作成

資料 6 - 文科省「平成 16 年度～20 年度公立小・中学校教職員実数調」「平成 16 年度～20 年度特別支援学校教職員実数調」より山崎が作成。財政力指数は、2007 年（平成 19 年）度の数値を使用。

資料 7 - 文科省「平成 16 年度～20 年度決算額等調書」より山崎が作成。

資料 7 - 文科省「平成 16 年度～20 年度決算額等調書」より山崎が作成。財政力指数は、2007 年（平成 19 年）度の数値を使用。